

ETC車載器のセットアップ

「セットアップ」ってなに？

ETC車載器を利用していただくためには、**セットアップ店**で車載器に、ご使用になるクルマのナンバープレートなどの車両情報を暗号化した情報（識別情報）を格納する作業＝**セットアップ作業**を行う必要があります。

当店では、**セットアップ**を下記料金でご提供しています。

ETC車載器セットアップ料金 2,750円(税込み)

ETC2.0車載器セットアップ料金 2,970円(税込み)



セットアップをするには、以下をご用意ください。

- ① ETC車載器(車両取り付け済)の管理番号
- ② 自動車検査証記録事項
- ③ 本人確認できる運転免許証等
- ④ **申請QRコード又は申請ID/パスコード**(セットアップ申請サイトでWeb申請した後に届く申請完了メールに添付されています。)

※ **セットアップ申請サイトのURL及びWeb申請方法は次ページをご参照願います。**

※ Web申請する機器(スマートフォン、PC等)やメールアドレスをお持ちでないなどWeb申請できなかつたため、申請QRコード又は申請ID/パスコードをご準備できない場合は、車検証等に記載の使用者本人からの「ETC/ETC2.0セットアップWeb申請に関する委任状」が必要です。

山形県ハイウェイ事業協同組合

☎ : 023-686-2320

FAX: 023-686-3952

URL: <http://www.highway-yamagata.com/>



ETC、ETC2.0車載器のセットアップ申請方法

セットアップの申込にはWeb申請が必要になります。

ご自身の端末（スマートフォンやパソコン等）をご用意ください。

※申請は車検証上の使用者様 本人からの申請が必要になります。

手順1 仮登録（メールアドレスの登録）

① 申請サイトへのアクセス

ご自身の端末で以下のQRコード又はURLから申請サイトにアクセスします。

セットアップ申請サイト

<https://etc-shinsei.jp>



② 仮登録（メールアドレス登録）

「セットアップ申請はこちら」を押下し、仮登録（メールアドレスの登録）をします。

③ 本登録のURLへ

登録したメールアドレス宛にメールが届きますので、届いたメール本分にあるURLにアクセスします。

件名：セットアップ申請 仮登録完了と本登録のお願い
セットアップをお申込みいただきありがとうございます。
ETCセットアップのお申込みには申請情報の入力が必要です。
以下のURLから、24時間以内に申請情報を入力してください。
<https://etc-shinsei.jp/...>
※本登録を完了せずに24時間を経過した場合、上記URLは無効となります。
配信元：セットアップ申請サイト

受信拒否等の設定をされている場合はメールが正しく届かない場合がありますので、「etc-shinsei.jp」のドメインを受信できるように設定してください。

手順2 本登録（お客様情報の登録及びセットアップに関する各規程の承諾等）

④ 申請情報の入力

「個人情報の取り扱い」に承諾し、申請情報入力をします。

法人車両のセットアップの場合には、法人をチェックし、会社名、来店し受付される担当者を入力してください。

<法人をチェックした場合>

個人 法人

会社名

担当者（来店者）氏名

セットアップする車両の車輪の数を選択します。
※店舗によってセットアップ可能な車両の種類が異なります。
例) 四輪以上のみ、二輪のみ等

セットアップを申し込む台数が複数台ある場合には、セットアップされる車両台数を入力してください。
※あらかじめ、「1」が入力されています

申請台数 ※複数台申請する場合に入力

申請者（車検証上の使用者）が来店できない場合には、必ず「代理人に依頼する」をチェックし、来店される代理人のお名前、住所、電話番号、メールアドレス（任意）を入力してください。

代理人情報

※申請者（車検証上の使用者）が来店できない場合には、代理で来店される方の情報を入力してください。

代理人の有無 代理人に依頼する

⑤ 各規程の承諾

各規程をすべて確認し、「申請する」を押下します。

⑥ 申請完了のメール受信

申請完了後に登録したメールアドレス宛にメールが届きます。

件名：セットアップ申請完了のご連絡
セットアップに必要な申請情報の登録が完了しました。
ETCのセットアップには、以下の「申請ID/パスコード」または「申請QRコード」をセットアップ依頼する店舗へ提示していただく必要があります。
店舗にて、本メールをそのまま画面表示していただくか、印刷した本メールを提示してください。
申請完了日：[日時]
※店舗での受付は申請完了日から60日以内に行ってください。60日を超えると、申請した情報が削除され、再度申請が必要となります。
申請ID：[ID]
パスコード：[Code]
申請QRコード

申請ID/パスコード又は申請QRコードがセットアップに必要になります。

手順3 申請完了後の手続きについて

⑦ セットアップする店舗に提示

申請完了後に受信した申請ID/パスコード又は申請QRをセットアップする店舗に提示してください。

(セットアップ店名)



注意

申請完了後、セットアップ店で受付せずに60日間を経過すると、登録した申請情報が削除されますのでご注意ください。

セットアップが完了すると、「セットアップ完了のお知らせ」メールが届きます。こちらに「セットアップ証明書」をダウンロードするためのURLが記載されていますので、リンクをクリックし、セットアップ証明書をダウンロードし、保管してください。

ETC/ETC2.0セットアップWeb申請に関する委任状

セットアップ登録店殿

私は、以下の関係規程、確認事項および裏面の個人情報取扱規程、旧セキュリティ規格車載器の使用期限に関する注意事項を承諾の上、ETC/ETC2.0車載器のセットアップの申込に関する権限を下記代理人に委任します。また、私が指定した代理人が他の代理人へ順次本権限を再委任することを承諾します。私は複数の車載器を実装していないこと確認し、提出した車検証、若しくは新規登録車の場合は登録後発行される車検証に記載される車両以外の車両で使用しないことを誓約します。

〈委任者〉（車検証等に記載の使用者本人）

依頼日	年 月 日		
住所	〒 □ □ □ - □ □ □ □		
氏名又は法人名等 （※1）	個人 （自筆）	フリガナ	
		氏名	
	法人	フリガナ	印
		法人名	
		フリガナ 担当者 氏名	
連絡先電話番号			
車両の種類	<input type="checkbox"/> 四輪以上	<input type="checkbox"/> 二輪	<input type="checkbox"/> 三輪
申請台数	台		
車載器区分	<input type="checkbox"/> ETC車載器	<input type="checkbox"/> ETC2.0車載器	

※1 法人の場合は、法人名+社印+担当者名 若しくは 法人名+担当者名（自筆）

関係規程類	ETC車載器の場合は①～③、ETC2.0車載器の場合は①～⑤が該当 ① 個人情報取扱規程 ② 旧セキュリティ規格車載器の使用期限に関する注意事項 ③ ETCシステム利用規程 ④ ETC2.0車載器DSRC部使用規程 ⑤ 車載器のID付プローブ情報の利用および取り扱い方針
確認事項	（ETC利用に関わる責任の区分）ETCの利用に関して、セットアップ取扱店は故意または過失の場合を除き、一切の責任を負わないものとします。

〈代理人①〉 代理人が複数になる場合は記入して下さい

住所	
氏名又は法人名等（※2）	
連絡先	

〈代理人②〉 代理人が複数になる場合は記入して下さい

住所	
氏名又は法人名等（※2）	
連絡先	

※2 法人の場合は、法人名+社印+担当者名 若しくは 法人名+担当者（自筆）

〈最終代理人＝セットアップ登録店〉

セットアップ登録店名		
連絡先		担当者

〈セットアップ登録店記入〉

セットアップ実施日	年 月 日
-----------	-------

（原本又はPDFを5年間保管）

個人情報の取扱いについて

(登録個人情報)

1. 登録される個人情報（氏名、ご住所、電話番号およびメールアドレスをいい、以下、「登録個人情報」といいます。）は、ETC車載器またはETC2.0車載器のセットアップ（以下、「セットアップ」といいます。）の申込にあたり必要となります。

(利用目的)

2. 登録個人情報は、セットアップの実施およびセットアップに関する連絡を行うために利用します。登録個人情報は車載器には格納されません。

(登録個人情報の第三者提供)

3. 登録個人情報をセットアップ事業者および一般財団法人ITSサービス高度化機構（以下「ITS-TEA」といいます。）に提供し、提供先が、実施されたセットアップに関する連絡を行うために登録個人情報を利用する場合があります。

(セットアップデータの取扱い)

4. セットアップを実施した車両、車載器、セットアップ取扱店等の情報（以下、総称して「セットアップデータ」といいます。）は、ITS-TEAからETCおよびETC2.0に関するサービスを提供する有料道路事業者提供され、当該サービスの申込みを受けた有料道路事業者は、その申込みの処理にあたり、セットアップデータを本人が識別可能な個人データとして取扱います。

旧セキュリティ規格車載器の使用期限に関する注意事項

一部のETC/ETC2.0車載器（19桁の車載器管理番号が「0」から始まっているもの）は、「旧セキュリティ規格」に対応した車載器です。お客様のETC決済情報を将来にわたり安全に保護するため、セキュリティ規格の変更が予定されており、「旧セキュリティ規格」の車載器は、最長で2030年頃までに使用できなくなる予定です。このため、「旧セキュリティ規格」車載器をセットアップされるお客様は、最長で2030年頃までに使用できなくなることを十分ご理解・ご承諾のうえセットアップをお申し込みください。

ETC/ETC2.0セットアップWeb申請に関する委任状

セットアップ登録店殿

私は、以下の関係規程、確認事項および裏面の個人情報取扱規程、旧セキュリティ規格車載器の使用期限に関する注意事項を承諾の上、ETC/ETC2.0車載器のセットアップの申込に関する権限を下記代理人に委任します。また、私が指定した代理人が他の代理人へ順次本権限を再委任することを承諾します。私は複数の車載器を実装していないこと確認し、提出した車検証、若しくは新規登録車の場合は登録後発行される車検証に記載される車両以外の車両で使用しないことを誓約します。

〈委任者〉（車検証等に記載の使用者本人）

依頼日	年 月 日		
住所	〒□□□-□□□□ <i>郵便番号を必ずご記入ください</i>		
氏名又は法人名等 （※1）	個人 （自筆）	フリガナ	印
		氏名	
	法人	フリガナ	印
		法人名	
		フリガナ	
		担当者 氏名	
連絡先電話番号	<i>法人等の場合は担当者名をご記入ください ※1</i>		
車両の種類	<input type="checkbox"/> 四輪以上	<input type="checkbox"/> 二輪	<input type="checkbox"/> 三輪
申請台数	台 <i>複数台数の場合は対象となる車両や期間等について委任者と代理人間で別途、書類等により確認の上、代行申請を行って下さい。書類で確認した場合は本委任状とともに保管して下さい</i>		
車載器区分	<input type="checkbox"/> ETC車載器	<input type="checkbox"/> ETC2.0車載器	

※1 法人の場合は、法人名+社印+担当者名 若しくは 法人名+担当者名（自筆）

関係規程類	ETC車載器の場合は①～③、ETC2.0車載器の場合は①～⑤が該当 ① 個人情報取扱規程 ② 旧セキュリティ規格車載器の使用期限に関する注意事項 ③ ETCシステム利用規程 ④ ETC2.0車載器DSRC部使用規程 ⑤ 車載器のID付プローブ情報の利用および取り扱い方針
確認事項	（ETC利用に関わる責任の区分）ETCの利用に関して、セットアップ取扱店は故意または過失の場合を除き、一切の責任を負わないものとします。

〈代理人①〉 代理人が複数になる場合は記入して下さい

住所	
氏名又は法人名等（※2）	システム 太郎
連絡先	

〈代理人②〉 代理人が複数になる場合は記入して下さい

住所	
氏名又は法人名等（※2）	システム 花子
連絡先	

※2 法人の場合は、法人名+社印+担当者名 若しくは 法人名+担当者（自筆）

〈最終代理人＝セットアップ登録店〉

セットアップ登録店名	●× オートサービス	原則、委任者の自筆記入。但し委任者が承認した場合は代理人が記入することも可
連絡先		
		担当者

〈セットアップ登録店記入〉

セットアップ実施日	年 月 日
-----------	-------

（原本又はPDFを5年間保管）